

全国民生委員児童委員連合会

平成 26 年度事業計画

I. 情勢認識および基本方針

1. 情勢認識

社会の急速な変化のなか、地域住民の抱える課題は複雑・多様化しています。とくに経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者の支援や子どもの貧困対策は重要な課題であり、国は生活困窮者自立支援法、子どもの貧困対策推進法を成立させました。

一方、発生から 3 年を迎える東日本大震災の被災地にあっては、今も多くの人びとが厳しい生活を強いられています。時間の経過に応じたニーズ変化を踏まえつつ、引き続き、被災者およびその支援にあたる民生委員・児童委員への支援が求められています。災害時要援護者支援については、国は昨年 6 月、災害対策基本法を改正し、市町村長に自力避難困難者の名簿作成を義務づけるとともに、地域の関係者との連携によりその支援体制整備を進めることとしました。

さらに、依然深刻な状況にある児童虐待問題をはじめ、高齢者や障がい者の孤立や悪質商法被害防止等も地域における大きな課題であり、こうした施策や課題への対応においては、民生委員・児童委員への期待が一層大きなものとなっています。

しかし、こうしたなか実施された昨年 12 月の一斉改選における定員充足率は 97.1% であり、今後に向けては、委員が活動しやすい環境整備をさらに進めていくことが重要となっています。

2. 活動の基本方針

こうした情勢を踏まえ、平成 26 年度、全民児連においては、引き続き「民生委員制度創設 90 周年活動強化方策」のもと、人びとが安心して住み続けることができる地域づくりのために、都道府県・指定都市民児協との連携・協働を基本に、民生委員・児童委員活動の一層の充実とともに、委員の活動環境整備に取り組みます。

とくに委員の活動環境整備については、生活困窮者自立支援法案の審議において、衆参両院の厚生労働委員会の附帯決議において「民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備をさらに進めるべきこと」が盛り込まれました。また現在、厚生労働省において活動環境整備のための検討会が設置されています。こうした動向を踏まえつつ、全民児連としても積極的な取り組みを進めることとし、その一つとして、全国の民生委員・児童委員を加入者とする活動中の事故等に対する保険制度をスタートします。

さらに、平成 29 年の民生委員制度創設 100 周年に向け、記念事業の実施や大きな節目を迎える民生委員・児童委員制度やその活動のあり方等についての検討を開始します。

Ⅱ. 重点事業の概要

1. 民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備の一層の推進

- ・ 本年3月に取りまとめ予定の厚生労働省の検討会報告、また本会地域福祉推進部会小委員会による検討報告を踏まえ、あらためて改善が必要な課題について整理を行なう。
- ・ とくに課題の優先順位づけ、また全国、都道府県・指定都市、市区町村の各段階での取り組みの必要性等の整理を行ないつつ対応を図るとともに、さらに全国的な実情データの把握が必要な事項については調査研究を継続する。

2. 「民生委員・児童委員活動保険」の開始

- ・ 本年4月より、全社協「福祉の保険」の枠組みを活用した「民生委員・児童委員活動保険」を具体化し、活動中の事故による負傷等への補償を開始する。
- ・ とくに初年度であり、各地の民児協に対する制度周知を図り、万が一の事故等発生時に円滑な対応が図れるよう支援に努める。

3. 民生委員制度創設100周年に向けた記念事業等の検討

- ・ 平成29年の民生委員制度創設100周年に向け、記念事業およびそのための財政計画について検討を行ない、具体的な準備計画を立案する。
- ・ また、上記1を踏まえつつ、100周年を迎える民生委員制度のあり方や、活動の方向性についても検討を開始する。

4. 東日本大震災被災地民児協および被災者への支援

- ・ 発災から3年が経過するも、厳しい状況が続く被災地の民児協や委員活動支援のため、全国拠金を財源とする第3年次の助成を実施するとともに、引き続き必要な公的支援の継続等について、国等に働きかけを行なう。
- ・ 被災地のみならず全国各地に避難した被災者が直面する生活課題等について把握を続け、国や関係機関、また民生委員・児童委員による支援につなげる。

5. 生活困窮者の自立支援における協力のあり方についての検討

- ・ 経済的困窮や社会的孤立状態にある人びとを支援するために平成27年度から施行される生活困窮者自立支援制度における民生委員・児童委員の協力のあり方について、「90周年活動強化方策」も踏まえつつ、検討を行なう。
- ・ 検討にあたっては、本年度、全国200超の自治体で実施予定のモデル事業における協力事例、またそこでの課題等を情報収集しながら行なう。

6. 地域における災害時要援護者支援活動への適切な協力の促進

- ・ 平成25年度に本会が作成した「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」および『災害に備える民生委員・児童委員ハンドブック』の普及促進を図り、無理のない取り組みを促進していく。

- ・ 改正災害対策基本法に基づき全国の市区町村で実施される「避難行動要支援者名簿」の作成等における民生委員への協力要請の状況を把握し、過度な要請がみられる場合には、厚生労働省および内閣府等への情報提供、改善要望を行なう。

7. 新たな「全国児童委員活動強化推進方策・行動宣言」の普及促進

- ・ 昨年9月に策定した新たな「児童委員活動強化推進方策・行動宣言」について全国的な普及を図るとともに、課題を抱える親子等への個別支援事例集の作成等を通じて児童委員、主任児童委員の協力に基づく、子どもや子育て家庭の支援のための「わがまちならでは」の取り組みを促進する。

8. 創設から20年を迎えた主任児童委員制度の現状と課題の整理

- ・ 主任児童委員制度は平成6年1月の創設から20周年を迎えたことから、これまで果たしてきた役割を整理するとともに、多様化・深刻化する子どもや子育て家庭の支援にあたる主任児童委員の今日的課題や今後の活動あり方等について検討を行なう。

9. 民生委員・児童委員研修の充実支援

- ・ 平成25年3月に本会が取りまとめた民生委員・児童委員の研修体系およびモデルプログラムについて、全国的な一層の普及促進を図る。また、モデルプログラムに即した研修の実施を促進するための助成制度等についても検討を行なう。
- ・ 全国的な委員研修の充実に向けては、民生委員・児童委員制度やその活動を適切に理解した講師確保が課題であることから、地域ごとの研修講師確保のために全国段階での講師養成研修の具体化に向けた検討を進める。

10. 民生委員・児童委員活動に資する情報提供の充実

- ・ 平成27年（2015年）度には、生活困窮者自立支援制度をはじめ、介護保険制度改正、また子ども・子育て新システムの施行等、福祉サービスに関する多くの分野で制度見直しが予定されていることから、こうした動向や見直し内容について、住民の相談に応ずる全国の委員にわかりやすく情報提供する。
- ・ また、リニューアルした本会ホームページの掲載情報の一層の充実を図り、委員への情報提供とともに、広く国民への民生委員・児童委員制度への理解促進に努める。

11. 第83回全国民生委員児童委員大会（和歌山大会）の開催

- ・ 平成26年10月23日（木）・24日（金）の両日、和歌山県和歌山市の「和歌山ビッグホエール」を主会場に開催する。

12. 人権に関する啓発の推進

- ・ 民生委員・児童委員活動の基本である人権意識のさらなる啓発のために、「ひろば」等を通じ、人権課題に関する動向等についての情報提供充実を図る。